

新規開設の認可外保育施設の自主点検表について(概要)

令和6年10月以降、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設は、保育料の無償化の対象外となります。このことに関連して、新規開設施設については、県の立入監査等が行われるまでの期間に限って、認可外保育施設指導監督基準に適合している旨の自主点検表結果を県に提出することで、例外的に、市町が当該施設を保育料無償化延長対象として確認する扱いが可能としています。

記

1 提出書類

自主点検表

2 対象施設

新規開設の認可外保育施設の内、以下の全てを満たす施設。

- ・ 無償化対象施設としての申請済み(もしくは申請予定)
- ・ 県に設置届を提出済(設置届と自主点検表を同時に提出しても可)
- ・ 県の立入調査が未実施

3 提出方法

県こども未来課宛てにデータ送付(郵送可)

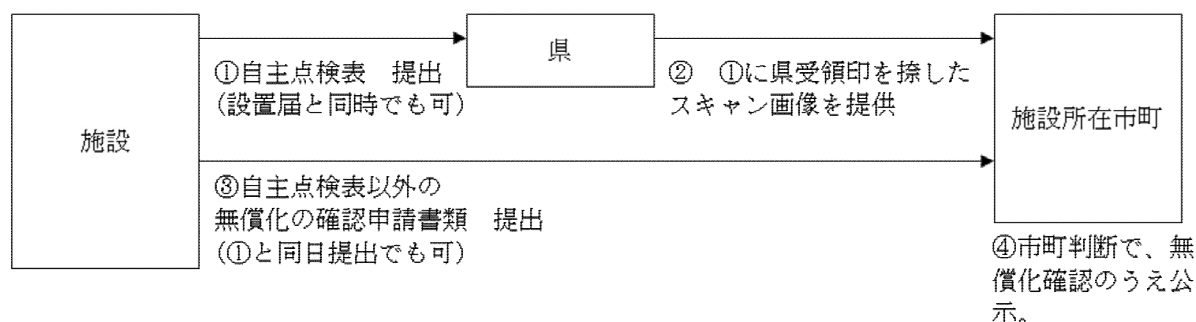
送付先 メールアドレス：kodomom@pref.shizuoka.lg.jp

郵便 便：〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県健康福祉部こども未来課保育班宛

4 その他

- ・ 自主点検表の提出は、保育料無償化対象施設として取り扱うことを確約するものではありません。
- ・ 自主点検表は、施設所在市町が状況を確認する書類となるため、控えは大切に保管してください。
- ・ 自主点検表は無償化の確認申請の添付書類にあたりますが、手続き簡素化のため、当分は以下のフローで実施します。



担 当 保 育 班
電話番号 054-221-2928